



令和5年度 第1回 始良市子ども・子育て会議

日時 令和5年6月12日（月）

午後6時30分～

場所 始良公民館 2階 会議室4・5

【委嘱状交付式】

1. 委嘱状交付式
2. 部長あいさつ
3. 閉会

【第1回 始良市子ども・子育て会議】

1. 開会
2. 委員紹介
3. 部長あいさつ
4. 報告

①令和4年度子ども・子育て支援事業実績報告 …資料1 p. 1

②第3期始良市子ども・子育て支援事業計画について …資料2 p. 5

③始良市子ども館(子育て支援拠点施設)運営方針について …資料3 p. 9

5. その他

資料 1

令和4年度 子ども・子育て支援事業等実績

| 所管 | 事業名 | 事業内容 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------|------------------|--|------------------------------------|------------------------------------|
| 子どもみらい課 子ども政策係 | 子ども・子育て会議 | 子ども・子育て支援に係る施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議を行う。 | 3回開催 | 4回開催 |
| | 公立保育所等の運営管理事業 | 市内公立保育所及び認定こども園の運営及び管理。 | 保育所 4施設 認定こども園 1施設 | 保育所 1施設 認定こども園 なし |
| | 次世代育成支援対策施設整備事業 | 待機児童解消につながる、保育所及び認定こども園等の創設、改修等に係る費用の一部を助成する。 | 1施設 太陽の子どもたち(新設) | 1施設 建昌菜の花保育園(改修) |
| | 家庭的保育事業所等の認可 | 小規模保育事業所等の認可。 | 1施設 なごみ保育園 | なし |
| | 地域子育て支援センター事業 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。 | 6施設 延べ 17,006人 | 7施設 延べ 21,441人 |
| | 放課後児童健全育成事業 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や週末等に安心して生活できる居場所を確保し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、健全な育成を図る。 | 25施設 延べ: 169,265人 登録: 1,110人 | 26施設 延べ: 168,158人 登録: 1,138人 |
| | 子育てコンシェルジュ事業 | 子育てについて気軽に相談できる場として、イオンゆめみらい保育園あいら内に相談窓口を設置し、相談員(子育てコンシェルジュ)を配置。 事業の運営はイオンタウン株式会社に業務委託。 開設日: 土・日・月曜日 | 延べ 181件 | 延べ 179件 |
| | あいら子育て支援講座運営委託事業 | 子育て世帯等の抱える様々な悩みを解消することを目的として、子育てに関する情報発信等を行う講座を月2回程度開催。 開催日: 第2、第4月曜日 講座の企画運営はイオンタウン株式会社に業務委託。 | 21回 660人 256組 | 22回 598人 240組 |
| | 休日保育事業 | 認可保育所等において、保護者が就労等により日曜及び祭日に家庭内で保育できない未就学児の保育を行う。 | 延べ 28人 | 延べ 56人 |

| 所管 | 事業名 | 事業内容 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------|---|---|---------------------------|---------------------------|
| 子どもみらい課 保育係 | 認可保育所等 入所事業 | 認可保育所等への入所受付及び利用調整を行う。 | 受付 1,984 人 入所 1,889 人 | 受付 2,025 人 入所 1,930 人 |
| | 認可保育所等 給付事業 | 認可保育所等において、保護者が就労等により日中に家庭内で保育できない未就学児の保育の実施及びそれに要する費用の支弁を行う。 | 88 施設 2,158 人 | 118 施設 2,308 人 |
| | | 子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付を行う。 | 38 施設 585 人 | 42 施設 560 人 |
| | 保育体制強化事業 | 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。 | 6 施設 | 7 施設 |
| | 延長保育事業 | やむを得ない理由により、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する。 | 23 施設 延べ 15,042 人 | 28 施設 延べ 15,340 人 |
| | 一時保育促進事業 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園等において、一時的に預かり、保育を行う。 | 一般型 10 施設 延べ 853 人 | 一般型 12 施設 延べ 1,034 人 |
| | | | 幼稚園型 10 施設 延べ 18,997 人 | 幼稚園型 12 施設 延べ 19,962 人 |
| | 病児・病後児保育事業 | 保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う。 | 病児 1 施設 延べ 366 人 | 病児 1 施設 延べ 461 人 |
| | | | 病後児 1 施設 延べ 53 人 | 病後児 1 施設 延べ 55 人 |
| 障害児保育事業 | 認可保育所等が障害児を保育するために加配する保育士の雇用等に要する経費について、市が助成を行う。 | 重度 8 人 軽度 0 人 | 重度 7 人 軽度 4 人 | |
| ファミリーサポート センター事業 | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する。 | 393 件 | 678 件 | |

| 所管 | 事業名 | 事業内容 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------|--|--|---------------|---------------|
| 子ども福祉係 子どもみらい課 | 子どものショートステイ事業 | 保護者の疾病等により家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。 | 12 件 | 43 件 |
| | 家庭児童相談事業 | 子どもとその家庭及び妊産婦等が抱える様々な困りごとや悩みの相談及び支援を行う。 | 466 人 | 406 人 |
| 学校教育係 学校事務係 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業(施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助) | 保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る。)にかかる実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する。 | 2 施設 834 人 | 2 施設 808 人 |
| 健康増進課 母子保健係 | 母子健康手帳交付 | 母子健康手帳交付時に、妊娠・出産・育児に関する情報の提供を行っている。また、あわせて妊婦健康診査受診票(14回分)を交付し、定期健診の受診勧奨を行っている。 | 582 人 | 565 人 |
| | 乳幼児健康診査事業 | 乳幼児期における発育・発達の確認および疾病の早期発見・早期対応、育児情報の提供等を行っている。(保健センター等で実施) | 2,773 人 | 3,081 人 |
| | 母子健康相談事業 | 乳幼児の身体計測や育児に関する相談に保健師・助産師・栄養士等が応じている。 | 延べ 635 人 | 延べ 701 人 |
| | 訪問指導事業 | 生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。 | 2か月児 460 件 | 2か月児 393 件 |
| | 利用者支援事業(母子保健型) | 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。 | 1 か所 | 1 か所 |

第3期子ども・子育て支援事業計画

1 計画策定の趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

我が国における子ども・子育てを取り巻く環境は、核家族化の進行や共働き家庭の増加等により大きく変化するとともに、「子育て家庭の孤立化」「待機児童の発生」等の多くの問題を抱えています。

このような状況の中、国は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月には「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。

「子ども・子育て支援法」においては、市町村に対して「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけており、本市においても、平成27年3月に「男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり」を基本理念とする「始良市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期始良市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2期計画」という)を策定しました。

また、令和5年3月には、計画に定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量の予測を表す「量の見込み」及び量の見込みに対する「確保方策」について、中間見直しを行い、令和5年度以降の当該部分の改定を行いました。

第2期計画期間が令和6年度で満了を迎えることから、国の動向や始良市の実情を踏まえた新たな「第3期始良市子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要性が生じています。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、策定するものです。

また、「次世代育成支援対策推進法」における「市町村行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」における「市町村行動計画」の内容を含み、本市の子育て支援に係る総合的な計画として、策定するものです。

(3) 関連計画との関係

本計画は、「始良市総合計画」「始良市地域福祉計画」をはじめとする上位計画や「健康あいら21(始良市健康増進計画)」「始良市障がい者計画・障がい児福祉計画」「始良市教育振興基本計画」等の関連計画との整合性を図って策定するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分考慮し、柔軟に計画を推進します。

2 計画の概要

(1) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、子ども・子育てを取り巻く環境の変化等により、本計画と実態との間に大きなかい離が生じた場合等、計画の見直しが必要と考えられる場合には、見直しを行うものとします。

(2) 計画の対象

本市に住むすべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政等の個人及び団体を計画の対象とします。

なお、本計画においての「子ども」とは、0歳からおおむね18歳までとします。

(3) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て家庭に対するニーズ調査や市民に対するパブリックコメントの実施とともに、子ども・子育て支援法第72条に基づく「始良市子ども・子育て会議」における審議等を経て策定します。

① ニーズ調査

子育ての現状や子育て支援に対するニーズ等を把握するため、就学前児童及び小学生の保護者3,000名を対象とする「始良市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施します。

② パブリックコメント

広く市民の意見を反映した計画とするため、本計画の素案を市役所やホームページ等で公開し意見を募る「パブリックコメント」を実施します。

③ 始良市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する学識経験者をはじめ、子ども・子育てに関する事業に従事している事業主及び労働者の代表、子育て中の保護者代表等で構成される「始良市子ども・子育て会議」において、本計画の記載事項について調査・審議します。

始良市第3期子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール(案)

| 主な事項 | | 令和5年度 | | | | 令和6年度 | | | 令和7年度 |
|------|-----------------------|----------------|---------------------|-----------------------|-----------------|----------------------------|--------------------------|----------------|-------|
| | | 7月～9月 | 10月～12月 | 1月～3月 | 4月～6月 | 7月～9月 | 10月～12月 | 1月～3月 | |
| 県 | 1 県議会 | | | | | 県議会(12月) | 県議会(3月) | | |
| | 2 子ども・子育て会議 | | | | | 第2回会議(11月) | 第3回会議(2月) | | |
| | 3 県少子化対策本部 | | | | | 第2回本部会(11月) 第2回幹事会(10月) | 第3回本部会(2月) 第3回幹事会(1月) | | |
| | 4 県子ども・子育て支援事業支援計画の策定 | | | | | 県計画案の策定(調整) | 県計画案のバゾコメ・県計画の確定(国への報告) | | |
| | | 市町村との調整等 | | | | | | | |
| 市 | 1 子ども・子育て会議 | 第2回会議(9月予定) | 第3回会議(11月予定) | 第4回会議(3月予定) | 第1回会議(6月予定) | 第2回会議(9月予定) | 第3回会議(11月予定) | 第4回会議(2月予定) | |
| | 2 ニーズ調査 | 独自調査項目の検討(~8月) | 市町村ニーズ調査の実施・集計・課題抽出 | 教育・保育の量の見込みの推計(県への報告) | 教育・保育の量の推計の集計 | 教育・保育の量の確保方策の検討 | 県計画案策定 | 市町村計画素案の策定(調整) | |
| | 3 子ども・子育て支援事業計画の策定 | | | 教育・保育の量の確保方策の検討 | 教育・保育の量の確保方策の検討 | 市町村計画素案の取りまとめ(県へ協議(事前、調整)) | 市町村計画案の策定(県へ協議(正式、調整)) | 市町村計画の確定(県へ報告) | |

可能性全開!

夢と希望をはぐくむまちづくり
～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～



始良市子ども館 (子育て支援拠点施設) 運営方針

子どもみらい課

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 始良市子ども館(子育て支援拠点施設)の概要 | 1 |
| 序章 運営方針の趣旨 | 2 |
| 始良市子ども館(子育て支援拠点施設)を整備する背景 | 2 |
| 運営方針の位置づけ | 2 |
| 第1章 基本理念と目標 | 3 |
| 基本理念 | 3 |
| 目標(長期的目標・短期的目標・SDGsの達成・成果指標・活動指標) | 4 |
| 第2章 実施事業 | 6 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 6 |
| 一時預かり事業 | 7 |
| 利用者支援事業 | 8 |
| 地域子育て相談機関・子ども館の管理・運営事業 | 9 |
| 第3章 施設構成 | 10 |
| 配置図・平面図・施設の構成と用途等 | 10 |
| 第4章 管理運営体制 | 12 |
| 設置者・設置規程・運営形態・運営担当部署・感染症対策・施設維持管理運営計画 | 12 |

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)の概要

1 名称

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)

2 所在地

始良市加治木町本町 400 番地



3 規模

敷地面積：2,253.13 m²

延床面積：1,648.42 m² (うち1階部分 866.98 m²、2階部分 781.44 m²)

- 1 階：駐車場・エントランス・倉庫・屋外階段・まちのひろば 等
- 2 階：あそびのひろば・そらのひろば(半屋外広場)・多目的室・相談室・一時預かり室等

駐車場：52台 (パーキングパーミット用・ゆったりスペース含む)

4 開館時間及び休館日

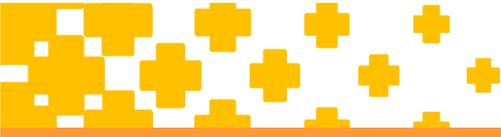
(1) 開館時間

- ① 子ども館 午前9時から午後5時
- ② 一時預かり室 午前9時から午後7時 (午後5時以降は予約があった場合のみ)

(2) 休館日

毎週水曜日 (祝日の場合は翌平日が休館日)

12月29日から1月3日



序章 運営方針の趣旨

● 始良市子ども館(子育て支援拠点施設)を整備する背景

核家族化の進行や社会経済状況の変化、ライフスタイルの多様化は子どもや子育て世帯を取り巻く環境に変化をもたらし、子育てにも影響がみられています。

本市においても、少子化や核家族化の進行、地域内でのつながりの希薄化などを要因として、地域の中で子育て世帯が孤立しがちになり、子育てに関する知恵や経験が世代間で継承されにくくなってきています。そのような環境の中で、子育てに対する不安や負担を感じ、孤立感を抱きながら子育てに臨んでいる保護者も少なくありません。

また、子育てにおける悩みは、深刻な育児ストレスを抱えているものから誰かと子育てについて情報交換できれば十分というものまで多種多様です。このような親子に、必要な支援を提供し、保護者が「子育ての力を身につけること」が子どもの育ちに重要です。

こうした子育て支援における課題を解決するため、子どもを安心して遊ばせることのできる場所、子育て世帯の育児不安や負担感を軽減するための交流の機会や相談のできる場所の提供など子育てを総合的に支援する拠点が必要となっています。

● 運営方針の位置づけ

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)は、子育て世帯を包括的に支援するための中核となる拠点施設として整備するものです。すべての子どもたちは、始良市の可能性の一翼を担い、未来を託す存在であり、まさに地域の「宝物」。その子どもたちが健全に成長するためにも、子育てを行う保護者の誰もがいきいきと輝き、安全に安心して子育てすることができる環境づくりが重要であり、その環境の中で子どもたちがのびのびと過ごすことができるまちづくり、「子育てのまち“あいら”」を象徴する施設とするべく、実施する事業や維持管理方針等を定めるために策定をするものです。

第1章 基本理念と目標

●基本理念

子育てにぬくもりと安心を

～子育ての“わ”  が広がる『ゆめエリア』～

施設の基本理念とは、施設運営を行っていくうえで最も重要な基本姿勢であり、長期にわたって目指すべき方向性と施設の在り方を示すものです。そこで、本施設の整備基本方針として定めた「子育てにぬくもりと安心を ～子育ての“わ”が広がる『ゆめエリア』」を施設の基本理念として掲げ、子育て世帯が「ぬくもり」と「安心」を感じながら子育てに励むことができる拠点として、次の4つのコンセプトに基づいた運営を行います。

①子育ての“輪”が広がる『ゆめエリア』

子ども同士、親同士、親子同士のつながりを作り、育てる場所

②子育ての“和”が広がる『ゆめエリア』

気軽に利用でき和むことができる場所、安らぎを得られる場所

③子育ての“話”が広がる『ゆめエリア』

気軽に相談ができる場所、話が弾み、対話による仲間づくりができる場所

④子育ての“環”が広がる『ゆめエリア』

次世代育成を支援する拠点、子育てを経験した世代の知恵や情報を引き継ぎ、受け継いでいく場所

●目標

1 長期的目標

「子育てを支援するための基盤整備」と「安心して子どもを育てることができる支援体制」が整っており、「結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう県央都市あいら」が実現されることを目標とします。

2 短期的目標

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)が子育て支援の拠点施設として、子育てをしている市民に広く利用され、実施する事業や提供する機能が効果的に発揮されることを目標とします。

3 SDGsの達成

SDGsとは『Sustainable Development Goals』の略称で、2015(平成27)年9月の国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016(平成28)年から2030(令和12)年までの、持続可能な世界を実現するための国際目標で、17のゴールから構成されています。

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)では、子ども同士や親子同士での遊びやふれあいを通じて、家族以外の存在や、自分と他人との違いを自然に学んでいくことが期待されます。

また、施設内の遊具やおもちゃをリサイクル素材製の物を積極的に導入したり、廃材の再利用をしたりすることも持続可能な取り組みであるとともに、それらを大事に使って遊ぶことも子どもたち自身がSDGsを考える土台になると考えます。そこで始良市子ども館(子育て支援拠点施設)に関連する開発目標を示します。



4 成果指標(アウトカム)

| 指 標 | 現在値 | 指標値 | 達成予定時期 |
|--|------------------|----------------|--------|
| 安心して子どもを育てることが できる支援体制が整っていると感 じる市民の割合 | (2021年) 54.3% | (2026年) 60% | 2026年 |
| 子育てを支援するための基盤整備 が整っていると感 じる市民の割合 | (2021年) 45.4% | (2026年) 60% | 2026年 |
| 全天候型子ども館の利用者満足度 | (新規) - | (2026年) 80% | 2026年 |

成果指標については、「第2次始良市総合計画後期基本計画」の成果目標に準拠しており、本施設が整備、運用されることによる政策効果を見込んでいます。

5 活動指標(アウトプット)

| 指 標 | 現在値 | 指標値 | 達成予定時期 |
|----------------------------|-------------------|-----------------------|--------|
| 子育て・保育サービス等年間相 談件数 | (2021年) 5,664件 | (2024年) 6,000件 | 2024年 |
| 子育て及び子育て支援に関する 講習会等実施件数 | (新規) - | (2024年) 年15回以上 | 2024年 |
| 年間利用人数 | (新規) - | (2024年) 年15,000人以上 | 2024年 |

成果目標の中でも利用者満足度については特に注視し、子ども館の強みや魅力はさらに伸ばし、足りていない部分や指摘される個所については速やかに対応し、利用される全ての人々が「利用してよかった」「また利用したい」「ほかの人にも勧めたい」と感じる施設として運営していきます。利用者の満足度を意識した対応をする人材の育成と確保を進めます。

活動指標については、子ども館において実施する各事業の取組目標として掲げています。例えば、相談件数については、既存の子ども相談支援センター「あいぴあ」や保健センターに加え、子ども館内に身近な相談機能を設置することから増加を見込んでいます。

第2章 実施事業

●地域子育て支援拠点事業

（子ども・子育て支援法に基づき実施する「地域子ども・子育て支援事業」）

子育て中の親子に、遊び・交流の場を提供し、交流を通じての仲間づくりや、相談や情報提供等による子育てに関する不安解消を促進するため、以下の通り実施します。

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
交流促進のための季節の行事やミニイベント（読み聞かせや親子体操など）の開催
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
相談、援助を希望する方への対応や支援員による声掛け
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
子ども館のお便りの発行や、育児・子育てに関する情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施
子育て中の親子やこれから親になる方などを対象とした講習会（講座）の開催
- ⑤ 天候にかかわらず、あらゆる子どもが安全に遊ぶことができる場所の提供
「あそびのひろば」、「そらのひろば」を活用した遊び場の提供（遊具やおもちゃの活用）
- ⑥ 地域子育て支援センターの支援
市内各施設の取組や子育て支援が充実するよう、ネットワークを形成し、市内地域子育て支援センターの拠点としての取り組みを実施

◆ 利用対象者

- ・ 小学校3年生までの子ども（支援や介助を要する子どもを含む）とその保護者
- ・ 妊娠中の方とその家族

◆ 利用料金

- ・ 利用は原則無料
- ・ 講習会やイベントの材料費等、利用者負担が適当と思われる必要最低限の実費については徴収することがあります。

◆ 開館時間

- ・ 午前9時から午後5時

◆ 定員

- ・ 100名50組程度

●一時預かり事業

（子ども・子育て支援法に基づき実施する「地域子ども・子育て支援事業」）

保護者の通院、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる心理的・身体的な負担の軽減解消などに対応するため、乳幼児を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉向上を図ることを目的に、以下の通り実施します。

- ◆ 利用対象者
 - ・ 生後 3 か月から小学校就学前の乳幼児
- ◆ 利用料金
 - ・ 400 円／1 時間
- ◆ 利用時間
 - ・ 午前 9 時から午後 7 時（午後 5 時以降は予約があった場合のみ）
- ◆ 定員
 - ・ 同時最大 19 名（預かる子どもの年齢等により変動）

※ 初めての利用の際は、面談を行い、登録カード（申込書兼同意書）を作成します。

※ 当日受付は空き状況により対応します。（予約優先）

※ 飲食物・オムツ等は持参していただきます。

※ 利用回数の制限 原則週 2 回まで。（緊急な場合等はこの限りではありません。）



【一時預かり室内観イメージ】

●利用者支援事業

（子ども・子育て支援法に基づき実施する「地域子ども・子育て支援事業」）

専門の支援員（利用者支援専門員）を配置し、子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育やその他の子育て支援サービスの情報提供と必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行うため、以下の通り実施します。

◆ 利用者支援

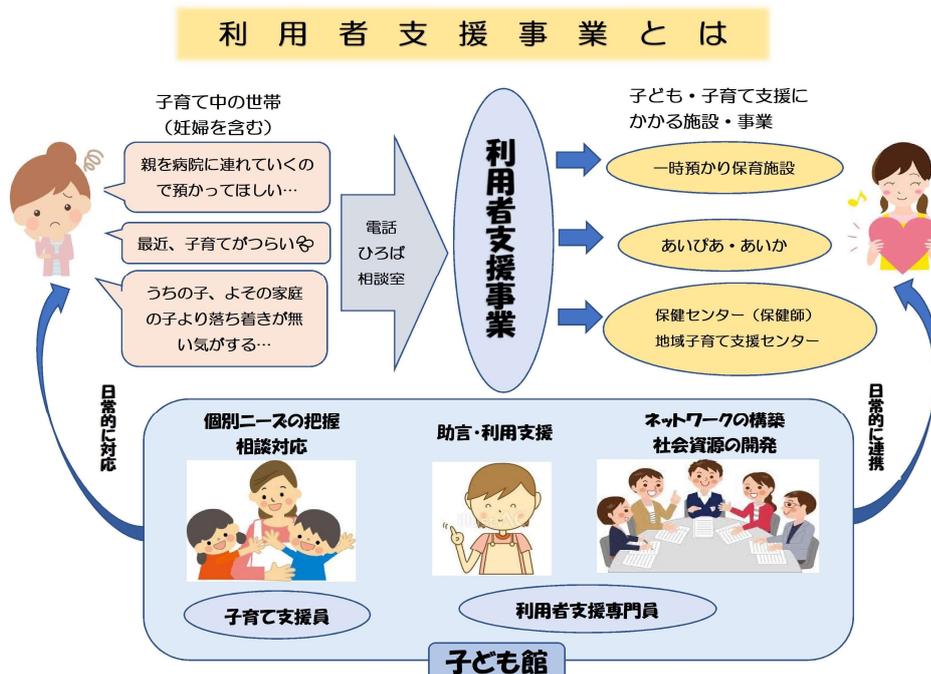
- ・子育て世帯等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- ・子育て支援に関する情報の収集・提供（個別の対応、コーディネート）
- ・子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
⇒当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

◆ 地域連携

- ・地域の子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり（ネットワーク構築）
- ・地域の子育て資源の育成
- ・地域課題の発見・共有
⇒地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

◆ 広報・周知

- ・子ども館及び実施事業の認知度を高めるための広報活動
- ・各種子育て支援事業の情報発信



●地域子育て相談機関（児童福祉法に基づく「こども家庭センター」との連携）

妊産婦や子育て世帯が気軽に相談できる子育て家庭の身近な相談機関として、改正児童福祉法等により、新たに位置づけられました。既に子育て相談や支援機関として機能している始良市子ども相談支援センター「あいぴあ」と密接に連携し、子育てに関する不安や悩みの解消を図ります。

●子ども館の管理・運営事業

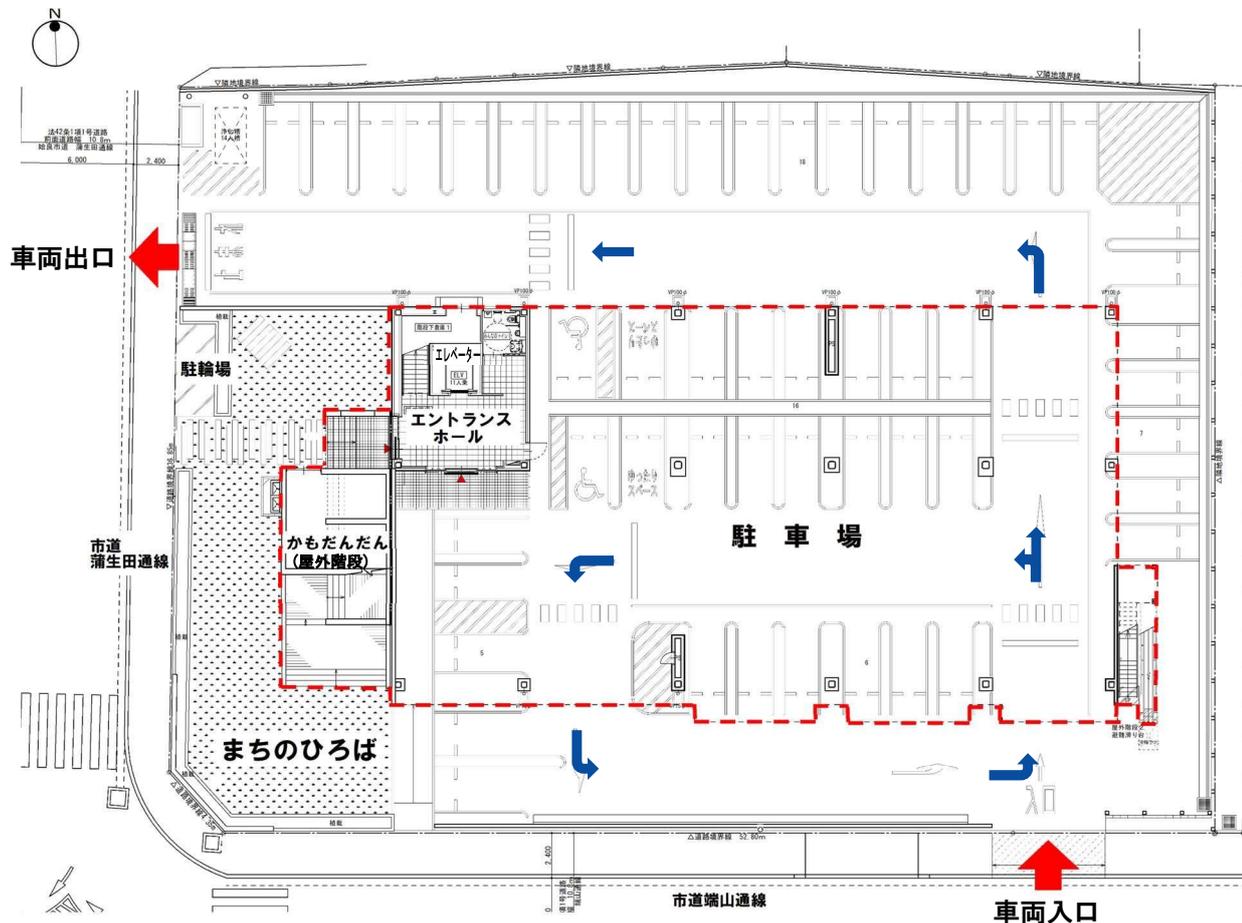
- ◆ 施設の総合案内に関する業務（窓口や電話対応、館内案内、各種対応等）
- ◆ 利用者ニーズの把握に関する業務
（アンケートの実施、施設や事業の利用に係るデータの収集、分析等）
- ◆ 広報に関する業務（施設の情報、館内案内等）
- ◆ 危機管理、リスク管理等への対応
（怪我人や急病人等への対応、自然災害や火災等への対応、個人情報等の管理等）
- ◆ 職員の配置に関する業務
- ◆ 施設の維持・管理に関する業務



【そらのひろば（半屋外広場）イメージ】

第3章 施設構成

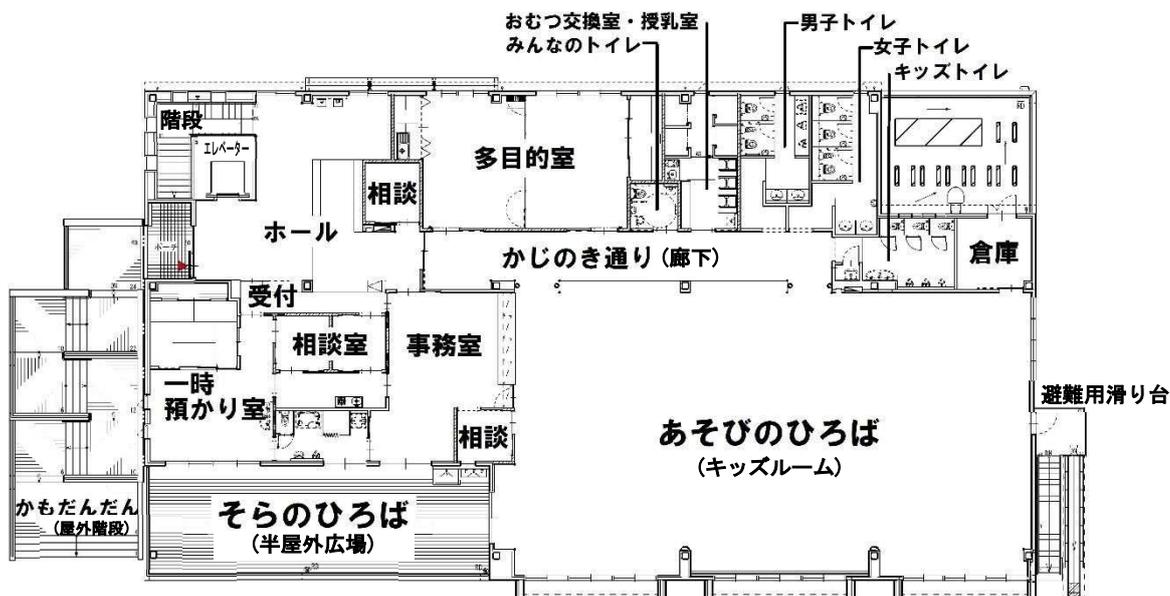
●配置図 1階平面図



●施設の構成と用途等

| 階 | 設 備 | 役 割 | 目 的 ・ 用 途 等 |
|----|--------------|----------------|---|
| 1階 | エントランスホール | 受 付 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2階へつなぐ出入口 ・ 西側道路、駐車場側、南側道路の3方向からアクセス可能 |
| | 階段エレベーター | 全 体 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 親子連れでも安全に昇り降りできる階段 ・ バリアフリーに配慮した11人乗りエレベーター |
| | 駐 車 場 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ パーキングパーミット用、ゆったりスペースを含む52台分の駐車場（歩行者用通路の確保） |
| | 駐 輪 場 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両動線や子どもたちの動線に配慮した配置 |
| 階 | かもだんだん（屋外階段） | 地 域 連 携 交 流 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大きな階段を設け、まちのひろばとつなぐ場 ・ 子どもたちの遊び場、イベント時の観客席等として活用をはかる |
| | まちのひろば | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物と街をつなぐ緑地スペース ・ イベントや地域交流等の活用を図る |

●配置図 2階平面図



| 階 | 設 備 | 役 割 | 目 的 ・ 用 途 等 |
|--------|---|--|---|
| 2 階 | ホ 受 一 付 ル 口 | 連 携 | <ul style="list-style-type: none"> 受付業務、利用案内を行う 感染症対策としての検温等を行う |
| | 相 談 室 | 相 談 | <ul style="list-style-type: none"> 個別での相談に対応する プライバシーに配慮し、分散させて配置 様々な状況に応じ、個室として活用 |
| | かじのき通り※ (廊下) | 交 流 | <ul style="list-style-type: none"> 幅の広い見通しの良い空間、主要室へのアクセス通路 |
| | 事 務 室 | 交 支 流 援 | <ul style="list-style-type: none"> 玄関ホール、あそびの場に近接させて、全体を見渡しながらか適切な管理や見守りを行う 子どもとその保護者に対する相談窓口として、各種相談の受付・対応、関係機関への引継や事務作業等を行う 各種サービス等の円滑な利用に向けた支援を行う |
| | あそびのひろば※ (キッズルーム) 乳 児 ゾ ー ン 未 就 学 児 ゾ ー ン 小 学 生 ゾ ー ン | 交 流 | <ul style="list-style-type: none"> 間仕切りのない広くて、天井の高い空間で自由に遊び、交流や情報交換をできるひろばとする 遊具を配置し、身体活動を伴った遊びを促進する 年代別にゾーニングをすることにより安全な環境に配慮する 気軽に利用できる相談スペースを設け、スタッフによる子育て相談等を行う |
| | そらのひろば※ (半屋外広場) | 交 流 | <ul style="list-style-type: none"> 風や光、そして時候を感じながらも、屋根の下で安心して遊べる空間 季節に応じた遊びの環境づくりを行う |
| | 一 時 預 かり 室 | 支 援 | <ul style="list-style-type: none"> 事由に関わらず子どもたちを一時的にお預かりする 乳児、ほふく期の子どものためのスペースを確保 |
| | 多 目 的 室 等 ※ | 交 連 流 携 | <ul style="list-style-type: none"> 子育てに関するセミナー・イベント等の開催 子どもの成長と発達を支える切れ目のない支援のため、関係機関と連絡・調整、具体的な支援を協議する 飲食スペースとして活用する 市内地域子育て支援センターの拠点として各センターとのネットワーク会議の実施 |
| そ の 他 | 全 体 | <ul style="list-style-type: none"> おむつ交換室、授乳室等を整備 屋外階段・避難用滑り台で非常時の避難経路(2方向)を確保 | |

「※印」：コロナウイルス感染症等の対策を踏まえた安心・安全な利用と公平でスムーズな利用を図るため、入退室管理を実施します。

第4章 管理運営体制

●設置者

始良市

●設置規程

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)設置条例

始良市子ども館(子育て支援拠点施設)条例施行規則

●運営形態

市の直営施設とします。(サービス向上と円滑な事業運営を図るため、「一時預かり事業」については業務委託により実施します。)

●運営担当部署

始良市 保健福祉部 子どもみらい課

●感染症対策

入館時の検温や問診、入退室管理、換気等により3密を回避するとともに、定期的な消毒の実施により安全で安心な施設運営を行います。

【飛沫感染に対して】

- ・室内各所に除菌機能のついた空気清浄機を設置し、清潔な空間を保ちます。
- ・換気バランスの良い大きさの開口部を設置し、自然換気で空気の流れをつくります。
- ・雨天時、降灰時には、機械による換気等の対策を実施します。

【接触感染に対して】

- ・各所に手指消毒用アルコールや除菌シート、手洗い場所を設置します。

●施設維持管理運営計画

施設を適切に維持管理するだけでなく、子どもや子育て世帯にとって魅力のある施設であり続けることを常に念頭に置き、自己評価や利用者アンケートによる実施事業の点検や見直し、メインとなるあそびのひろばの環境構成の変更や見直しを行うなど、利用者の満足度を常に意識した運営を行います。

また、安全・安心な施設運営を図るため、各種マニュアル等を策定します。

1 日常点検・保守管理

本施設は、親子連れを中心に多くの方が訪れる施設です。建物や設備の点検を適切に実施し、来館者の安全確保を行います。また、施設全体の効率的な運用を目指し、日常の設備運転において省エネルギーを意識した運用を図りつつも、施設内が居心地よく、気軽に立ち寄りたくなる空間となるよう配慮します。

(1) マニュアル作成

施設・設備にかかる管理マニュアルを作成し、職員による日々の点検を適切に行います。それにより 将来的な劣化・損傷予測の実効性を高めるよう取り組みます。

(2) 保守及び衛生管理

施設・設備等の定期的な点検により、適正な保守管理と施設運用を行います。また、空気環境の調整、給水及び排水、清掃など各法令に基づき、適切に管理します。さらに、感染症対策として、「新しい生活様式」の定着を含めた手法の検討と必要な整備を行います。

2 安全管理

利用中の安全対策や不審者・不審物対応など来館者が安心して過ごせるよう、以下の点に留意しつつ施設内でのリスクマネジメントを体系化し、マニュアルを整備します。また、急病や怪我等に適切に対応できるよう、留意します。

【通報、初期対応、避難誘導など定期的な訓練を実施します。】

(1) マニュアル作成

施設内での急病人・けが人発生時や不審者・不審物への対応など、事件や事故災害を最小限に防ぐための体制を整備し、マニュアルを作成します。

利用者の活動中の安全確保についてもルールを設定することにより安全な活動体制を整備します。

(2) 情報管理

個人情報の取り扱い（管理や廃棄）における適切な運用と、関係団体との連携を行う場合の情報共有について、必要な管理措置を講じます。

3 災害対策

火災や地震・風水害等の災害時における組織体制や通報体制の整備、利用者への案内等、危機管理マニュアルを体系的に整えます。また、災害を想定した避難訓練を定期的に実施することで、緊急事態の対応に備えます。

【関係法令に基づき、防火管理者等を選任し、定期点検及び報告を実施します。】

(1) マニュアル作成

消防計画を作成し、災害時の行動指針や安全確保のための体制、避難誘導等の災害時に施設職員がどのように行動するか、緊急時に適切に対応できるよう備えます。

●職員体制計画

(人)

| 事業種別／職種 | 職員総数 | 保育士等 | 保育助手等 | 事務補助 | 他 |
|--------------|-------|------|-------|------|---|
| 館長 | 1 | | | | 1 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 7 | 3 | 2 | 2 | |
| 利用者支援事業 | 2 | 2 | | | |
| 一時預かり事業(※委託) | (5) | (3) | (2) | | |
| 計 | 15(5) | 8(3) | 4(2) | 2 | 1 |

※ 職員数や専門職の配置については適宜見直すこととする。

()内は一時預かり事業(委託)にかかる人数。

●その他

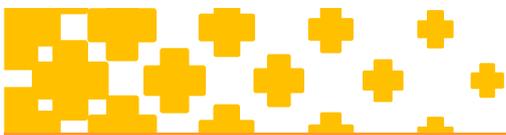
1 施設内飲食

施設の衛生保持と安全管理のため原則不可としますが、それぞれのスペースの用途や利用目的等を考慮して飲食可能なスペースを設けます。(多目的室・あそびのひろばの一部など)

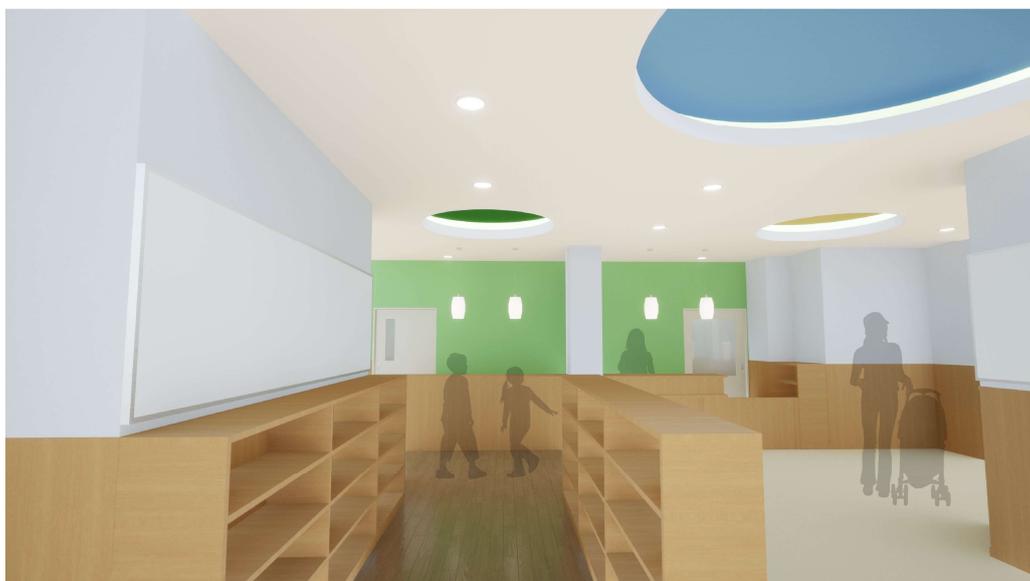
これらのスペースは、交流や歓談の場として、施設の特性や感染症対策等を考慮したルールづくりを行います。

2 情報通信セキュリティ

施設利用者への案内等については、一元的な管理・運用等によりわかりやすい施設情報の提供に努めます。また、職員が円滑に業務を遂行できるよう、事務室に情報系システム(庁内情報、財務会計、メール管理等)を設置し、本施設と市庁舎との連携をとります。情報セキュリティに関しては、始良市情報セキュリティポリシーや関連する法令等に基づき適切な管理を行います。

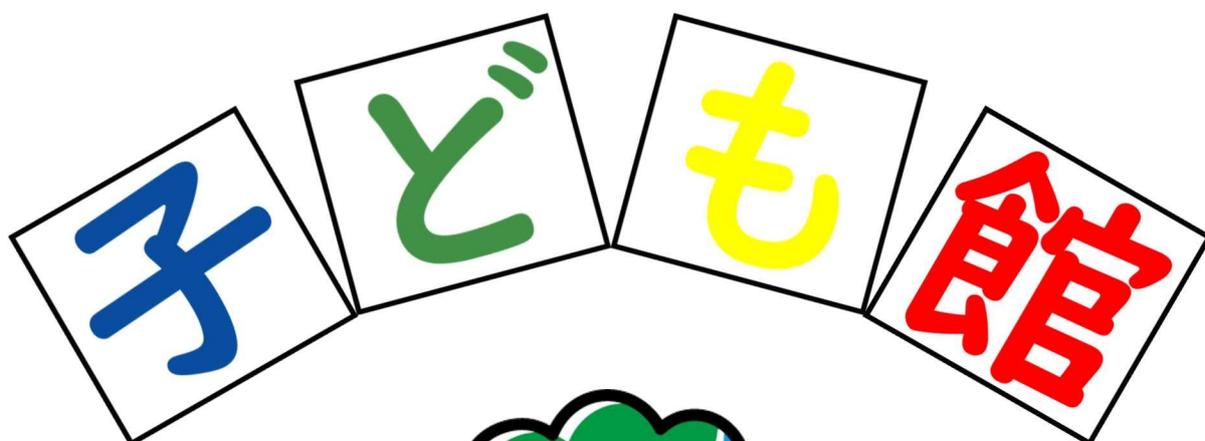


【あそびのひろば内観イメージ ※遊具配置前】



【2階エントランス内観イメージ】





始良市子ども館（子育て支援拠点施設）運営方針

令和5年3月

発行／始良市 保健福祉部 子どもみらい課

〒899 - 5492 鹿児島県始良市宮島町 25 番地

TEL : 0995 - 66 - 3248 FAX : 0995 - 65 - 6964

E - MAIL : kosodate@city.aira.lg.jp



改正

平成27年3月26日条例第8号

令和2年6月29日条例第24号

令和4年6月24日条例第17号

令和5年2月24日条例第5号

始良市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、始良市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事している者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、任期中委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

ただし、会長が定められていない場合は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(書面による審議)

第6条の2 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもみらい課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日条例第8号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月29日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年6月24日条例第17号抄）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（令和 5 年 2 月 24 日 条例第 5 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

始良市子ども・子育て会議運営指針

始良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の円滑な運営を図るため、次の事項について定める。

1 会議の開閉

会議の開会と閉会は、会長が宣告する。

2 発言

委員は、会長の許可を得た後に発言するものとする。

3 会議の記録

次に掲げる事項を記録した会議録を子どもみらい課（以下「事務局」という。）にて作成し、保存するものとする。また、会議録には会長とあらかじめ会長が議事に先立ち指名した出席委員が署名するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 会議の議題
- (4) 会議経過の要旨
- (5) その他会長が必要と認めた事項

4 会議録等の公開

会議録や会議資料は、原則公開とし、その公開方法については、次のとおりとする。ただし、ホームページに掲載する場合は、要点筆記形式とする。

- (1) 事務局での閲覧
- (2) ホームページへの掲載

5 会議の公開

会議は、原則公開とし、会議の開催に当たってはホームページに開催の概要を掲載する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を議事とする場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

6 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に必要事項を記入するものとする。

(2) 傍聴の受付時間は、原則として会議の開会予定時刻の30分前から15分前までとする。

7 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、会場の規模に応じて会長が調整する。また、傍聴希望が定員を超えるときは、先着順とする。

8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。

(2) 写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) やむ得ない場合を除き、傍聴中に入退室をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

9 傍聴が認められない者

鈍器その他の危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、審議に影響を及ぼす恐れのあるものを携帯又は着用している者、その他秩序を乱す恐れがあると認められる者の傍聴は禁止とする。

10 傍聴人の退場

傍聴人は、会議を公開しないと決定したときは、速やかに退場しなければならない。

11 職員の指示

傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

12 違反に対する措置

傍聴人がこの運営指針に違反するときは、会長はこれを制止するとともに、その指示に従わないときは、事務局の職員に命じ、退場させることができる。

13 その他

上記に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項が生じたときは、会長が会議に諮って定める。

14 附則

この運営指針は、令和2年4月1日から施行する。

インスタグラム はじめました



kodomomirai_aira



「始良市子ども館」は始良市初の全天候型の子育て支援拠点施設として始良市加治木町本町にて建設中です。

建設状況をタイムリーにお届けするため、インスタグラムにて発信しています。毎週更新していますので、ぜひフォローしてください。

また、始良市ホームページでは、整備事業の全体をお知らせしています。



インスタグラム



始良市ホームページ



